

浜松版スマートタウン開発支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市街化区域における大規模な工場跡地等への適正な土地利用の誘導と合わせ、住宅・都市開発において、環境負荷の低減と暮らしの質の向上を目指した持続可能なまち(スマートタウン)をつくる事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、「浜松版スマートタウン」開発の促進及び拡大を図り、もってエネルギーに対する不安のない強靱で低炭素な社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、別に定める浜松版スマートタウン開発事務処理要綱第2条で使用する用語の定義の例による。

(補助金の種類)

第3条 この要綱により定める補助金の種類は、次のとおりとする。

(1) スマートタウンスタンダード補助金(以下「スタンダード補助金」という。)

(2) スマートタウンプレミアム補助金(以下「プレミアム補助金」という。)

(補助の対象者)

第4条 この補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 浜松市内における市街化区域内の工場跡地等について、浜松版スマートタウンガイドライン(以下「ガイドライン」という。)に沿った開発区域の面積が3千平方メートル以上の宅地開発を行う者。

(2) 浜松市内に本店又は支店並びに営業所等(以下「事業所」という。)を置く法人。

(3) 既に市内に事業所を有する法人の場合は市税に未申告及び滞納がない者。

(4) 市民税及び県民税の納税について、特別徴収義務者である者。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象としない。

(1) 暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)

(2) 暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員等と密接な関係を有する者

(4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

(補助の要件)

第5条 この補助金の交付要件は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 浜松版スマートタウン認証制度による認証を受けている又は受ける予定である

こと。

- (2) 補助金交付決定の通知のあった日から完了までが同年度で計画されている事業。ただし、市長が事業規模等により次年度にまたぐことを認める場合には、この限りではない。

(補助対象経費)

第6条 スタANDARD補助金の補助対象となる補助対象経費(以下「経費」という。)は、第1号から第3号に掲げるものとし、プレミアム補助金の補助対象となる経費は、第4号から第6号に掲げるものとする。対象となる施設は、開発区域のうち、住宅に関する区域に存するものとする。

- (1) 公共施設のうち、道路(道路構造物を含む)及び調整池(ポンプ施設は含まない)の築造に要する経費。
- (2) 宅地開発に係る機能向上としての、電気又は電話等の電線類の地中化及び雨水の浸透について配慮した舗装(車道又は歩道に施工する排水性舗装、透水性舗装又は保水性舗装をいう。)の施工に要する経費。
- (3) 年度ごとに定める浜松市創エネ・省エネ・畜エネ型住宅推進事業費補助金交付要綱に規定されるシステムに要する経費。
- (4) 当該スマートタウンに居住する住民の安心安全のための、防犯カメラの設置等スマートタウン専用施設に関する経費。
- (5) 災害発生時に当該スマートタウン及び近隣に居住する住民が使用できる、当該スマートタウン内の公園等に設置する防災設備に要する経費。
- (6) 年度ごとに定める浜松市創エネ・省エネ・畜エネ型住宅推進事業費補助金交付要綱に規定されるシステム以外のものでエネルギーマネジメント等に要する経費。

(補助率及び補助金額の上限)

第7条 前条各号に定める経費に対する補助金の補助率は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 前条第1号に定める経費の補助率は、道路3分の1以内、調整池(ポンプ施設は対象外)10分の10以内
- (2) 前条第2号に定める経費の3分の1以内
- (3) 年度ごとに定める浜松市創エネ・省エネ・畜エネ型住宅推進事業費補助金交付要綱に規定される補助金額
- (4) 前条第4号に定める経費の2分の1以内
- (5) 前条第5号に定める経費の2分の1以内
- (6) 前条第6号に定める経費の2分の1以内

2 スタANDARD補助金に係る補助金額は、前条第1号及び第2号の経費に前項第1号及び第2号の補助率を乗じて算出した金額の合計額又は開発区域のうち住宅に関する区域の面積1平方メートルあたり3千円を乗じた額のいずれか低いものとする。

3 プレミアム補助金に係る補助金額は、前条第4号から第6号の経費に第1項第4号から第6号の補助率を乗じて算出した金額の合計額とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、浜松版スマートタウン開発支援補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施計画書(第2号様式)

(2) 過去3年間の市税の納税証明書

(3) 市税納付及び納入確認同意書(第3号様式)

(4) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し

(5) 暴力団排除に関する誓約書(第4号様式)

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

2 市長は、前項の規定による浜松版スマートタウン開発支援補助金交付申請書を受け付けた場合、別に定める浜松版スマートタウン審査会設置要綱に従い、速やかにスマートタウン審査会にその申請内容を諮り、交付決定について意見を求めなければならない。

(交付決定)

第9条 市長は、前条第2項の規定する審査の結果、予算の範囲内での補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、浜松版スマートタウン開発支援補助金交付決定通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の審査の結果、補助金の交付をしないことと決定したときは、補助金交付の申請をしたものに対し、浜松版スマートタウン開発支援補助金不交付決定通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による補助金交付決定の際、事業を適切に行わせるため、必要な条件をつけることができる。

(計画変更)

第10条 前条の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならない。ただし、変更内容が軽微なものであり、市長が特に認める場合には、この限りではない。

(1) 事業内容の変更をしようとする場合。

(2) 事業経費の配分を変更しようとする場合。

2 前項の場合において、補助事業者は浜松版スマートタウン開発支援補助金変更交付申請書(第7号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画変更書(第8号様式)

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、前項による申請を承認すると認めたときは、速やかに補助金の変更交付決

定を行い、浜松版スマートタウン開発支援補助金変更交付決定通知書（第9号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

4 市長は、前項の規定による補助金変更交付決定の際、必要があると認めるときは、前条第3項の条件を変更し、又は新たな条件を付することができる。

5 市長は、第2項による申請を承認しないことと決定したときは、補助金変更交付の申請をしたものに対し、速やかに浜松版スマートタウン開発支援補助金変更不交付決定通知書（第10号様式）により申請者に通知するものとする。

（事故・遅延等の報告）

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行に重大な支障を与える事故が発生したときは、遅延なく当該事故の原因、状況及びこれに対する措置を記載した事故報告書（第11号様式）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

2 補助事業者は、開発行為が予定の期間内に完了しない場合、又は開発行為の遂行が困難となった場合においては、明らかになった時、又は覚知した時から2週間以内に市長に報告してその指示を受けなければならない。

（完了実績報告）

第12条 補助事業者は、計画事業の完了日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに浜松版スマートタウン開発支援補助金完了実績報告書（第12号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が別の日を指定した時は、その日までとする。

（1）事業実績書（第13号様式）

（2）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（完了検査及び補助金の額の決定）

第13条 市長は、前条の補助金完了実績報告書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、浜松版スマートタウン開発支援補助金交付確定通知書（第14号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の支払い）

第14条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、補助金交付確定通知書を受領した日以降において速やかに浜松版スマートタウン開発支援補助金請求書（第15号様式）を市長に提出しなければならない。

3 補助金の交付時期は、前条における完了検査後とし、事業完了前に補助金の全部又は一部の交付は行わないものとする。

(事業の廃止)

第15条 補助事業者は事業を廃止する場合及び第10条第1項の規定による事業内容等の変更により補助の要件を満たさなくなった場合は、速やかに事業廃止届(第16号様式)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項に規定する決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により交付の決定を受けたとき。

(2) 浜松版スマートタウン認証が取り消されたとき。

(3) 第5条各号に規定する補助金交付の要件に適合しないことが判明したとき。

(4) 事業計画に掲げる事業が達成されない又は達成されないことが明らかとなるとき。

(5) 事業の施行方法が不相当であると認められるとき。

(6) 第9条第3項及び第10条第4項に規定する条件に違反したとき。

(7) 前条の規定による廃止届が提出されたとき。

(8) 前各号に定めるほか、市長が特にその必要があると認めたとき。

2 市長は前項の場合に、浜松版スマートタウン開発支援補助金交付決定取消通知書(第17号様式)を補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を請求するものとする。

4 前項の返還金は、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号)第18条の2に定める加算金及び遅延損害金を計算し、浜松版スマートタウン開発支援補助金返還請求書(第18号様式)を通知して請求するものとする。

(消費税仕入れ控除税額等に係る取扱い)

第17条 経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額(以下「消費税仕入れ控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入れ控除税額等の減額

経費に係る消費税仕入れ控除税額等(消費税仕入れ控除税額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付申請すること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入れ控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入れ控除税額等の減額

実績報告書を提出するにあたって、経費に係る消費税仕入れ控除税額等が明らかになった場合には、その金額(前号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入れ控除税額等の確定に伴う補助金の返還

前号に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により経費に係る消費税仕入れ控除税額等が確定した場合には、その金額(前々号又は前号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入れ控除税額報告書(第19号様式)により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還要求を受けてこれを市に返還しなければならない。

(補助事業の書類の整理)

第18条 補助事業者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後10年間保管しなければならない。

(情報公開)

第19条 市長は、申請者から提出された事業実施計画書等について、公文書の公開請求を受けた場合は、浜松市情報公開条例(平成13年浜松市条例第32号)に基づき、非公開情報を除き、原則公開するものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成30年11月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成33年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日前に交付の決定をした補助金については、なお従前の例による。

年 月 日

(あて先)浜松市長

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏）

浜松版スマートタウン開発支援補助金交付申請書

浜松版スマートタウン開発に係る支援のための補助金の交付を受けたいので、浜松版スマートタウン開発支援補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
（目的）
（内容）
- 2 補助事業の経費の配分・経費の使用方法、補助事業の完了の予定期日、その他補助事業の遂行に関する計画
（経費の配分・経費の使用方法）
（完了の予定期日）
（遂行に関する計画）
- 3 交付を受けようとする補助金の額及びその算出根拠
（補助金の額）
（算出根拠）
- 4 その他

(あて先)浜松市長

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏）

事業実施計画書

浜松版スマートタウン開発支援補助金交付要綱第8条第1項第1号の規定に基づき、事業実施計画書を提出します。

事業の名称				
開発区域の所在地				
土地利用計画	区分	面積	割合	備考
	住宅用地	m ²	%	
	道路	m ²	%	
	調整池	m ²	%	箇所
	公園	m ²	%	箇所
	その他の用地	m ²	%	
	合計	m ²	%	
道路配置	幅員 m、延長 m	幅員 m、延長 m		
	幅員 m、延長 m	幅員 m、延長 m		
事業費	円			
分譲予定区画	面積	m ² ~ m ² 平均 m ²		
	区画数	区画		
造成工事予定年月日	年 月 日 ~ 年 月 日			

(注) 添付書類

- 1 事業費の内訳書及び施設の位置等を示した図面
- 2 工程表

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

（あて先） 浜松市長

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏）

市税納付及び納入確認同意書

下記の補助金交付申請に伴い、浜松版スマートタウン開発支援補助金交付要綱第8条第1項第3号の規定に基づき、市において、補助金交付申請者の市税の納付及び納入状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 浜松版スマートタウン開発支援補助金

年 月 日

（あて先） 浜松市長

（誓約者）
住所（所在地）
氏名（名称及び代表者氏）

暴力団排除に関する誓約書

浜松版スマートタウン開発支援補助金の交付申請にあたり、浜松版スマートタウン開発支援補助金交付要綱第8条第1項第5号の規定に基づき、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- 1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - （1）暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
 - （2）暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - （3）暴力団員等と密接な関係を有する者
 - （4）前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

浜松版スマートタウン開発支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浜松版スマートタウン開発支援補助金について、下記のとおり条件を付して交付することを決定したので、浜松版スマートタウン開発支援補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、通知します。

記

- 1 交付決定額 金 _____ 円
- 2 条件
 - 1 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
 - 2 補助事業の内容又は経費の配分の変更をする場合は、市長の承認を受けることとする。
 - 3 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けること。
 - 4 補助事業を中止し又は廃止する場合は、市長に届け出ること。
 - 5 補助事業の事業運営・経理の状況を調査し、不相当と認めたときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 6 事業完了後速やかに別に定める様式により完了実績報告書を市長に提出すること。
 - 7 浜松市補助金交付規則に基づく市長の指示に従うこと。
 - 8 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
 - 9 浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。)第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の1の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
 - 10 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合があること。

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

浜松版スマートタウン開発支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浜松版スマートタウン開発支援補助金について、下記の理由により交付しないことを決定したので、浜松版スマートタウン開発支援補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、通知します。

記

- 1 事業の名称
- 2 不交付となった理由

平成 年 月 日

(あて先)浜松市長

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏）

浜松版スマートタウン開発支援補助金変更交付申請書

年 月 日付け浜松市指令 第 号で交付の決定を受けた浜松版スマートタウン開発支援補助金について、事業（内容・経費）を変更したいため、浜松版スマートタウン開発支援補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき、変更交付を受けたく申請します。

記

- 1 変更理由

- 2 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の根拠
（補助金の額）
（算出の根拠）

- 3 その他

(あて先)浜松市長

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏)

事業計画変更書

浜松版スマートタウン開発支援補助金交付要綱第10条第2項第1号の規定に基づき、事業計画変更書を提出します。 変更回数： 回

事業の名称				
開発区域の所在地				
開発行為の許可 年月日番号	年 月 日 浜松市指令 第 号			
土地利用計画	区分	面積	割合	備考
	住宅用地	() m ²	() %	
	道路	() m ²	() %	
	調整池	() m ²	() %	() 箇所
	公園	() m ²	() %	() 箇所
	その他の用地	() m ²	() %	
	合計	() m ²	() %	
道路配置	幅員 () m、延長 () m		幅員 () m、延長 () m	
	幅員 () m、延長 () m		幅員 () m、延長 () m	
事業費	() 円			
分譲予定区画	面積	() m ² ~ () m ² 平均 () m ²		
	区画数	() 区画		
造成工事予定年月日	年 月 日 ~ 年 月 日 (年 月 日 ~ 年 月 日)			

(注1) 添付書類

- 1 事業費の内訳書及び施設の位置等を示した図面
- 2 工程表

(注2) 当初計画を()に記入、2回目以降は変更前を記載

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

浜松版スマートタウン開発支援補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け浜松市指令 第 号で交付の決定をした、浜松版スマートタウン開発支援補助金の交付決定額を次のとおり変更したので、浜松版スマートタウン開発支援補助金交付要綱第10条第3項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 交付決定額 金 _____ 円
- 2 条件

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

浜松版スマートタウン開発支援補助金変更不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浜松版スマートタウン開発支援補助金変更交付申請について、下記の理由により交付しないことを決定したので、浜松版スマートタウン開発支援補助金交付要綱第10条第5項の規定に基づき、通知します。

記

- 1 事業の名称
- 2 不交付となった理由

年 月 日

(あて先)浜松市長

住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者氏)

事故報告書

補助対象事業について、事故が発生したため、浜松版スマートタウン開発支援補助金交付要綱第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 事故の発生年月日 年 月 日
- 2 事故の内容
- 3 事故の発生原因
- 4 事故の影響
- 5 事故に対する措置

年 月 日

(あて先)浜松市長

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏）

浜松版スマートタウン開発支援補助金完了実績報告書

年 月 日付け浜松市指令 第 号で交付の決定を受けた浜松版スマートタウン開発支援補助金について、浜松版スマートタウン開発支援補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 完了年月日 年 月 日

2 事業の内容及び成果

(1) 内容

(2) 成果

3 収支状況

4 交付確定申請額

金 _____ 円

5 その他

(あて先)浜松市長

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏）

事業実績書

浜松版スマートタウン開発支援補助金交付要綱第12条第1項第1号の規定に基づき、事業実績書を提出します。

事業の名称				
開発区域の所在地				
開発行為の許可 年月日番号	年 月 日	浜松市指令	第 号	
開発行為に関する 工事の検査済証	年 月 日	浜松市指令	第 号	
土地利用計画	区分	面積	割合	備考
	住宅用地	m ²	%	
	道路	m ²	%	
	調整池	m ²	%	箇所
	公園	m ²	%	箇所
	その他の用地	m ²	%	
	合計	m ²	%	
道路配置	幅員 m、延長 m	幅員 m、延長 m		
	幅員 m、延長 m	幅員 m、延長 m		
事業費	円			
分譲区画	面積	m ² ~ m ² 平均		m ²
	区画数	区画		
造成工事年月日	年 月 日	~	年 月 日	

(注) 添付書類

- 1 事業費の内訳書及び施設の位置等を示した図面

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

浜松版スマートタウン開発支援補助金交付確定通知書

年 月 日付けで報告のあった浜松版スマートタウン開発支援補助金完了実績報告書及び事業現地について審査した結果、事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合することを確認しましたので、浜松版スマートタウン開発支援補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

交付確定額 金 円

第15号様式(第14条関係)

年 月 日

(あて先)浜松市長

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏)

浜松版スマートタウン開発支援補助金請求書

年 月 日付け浜松市指令 第 号で交付の確定を受けた浜松版スマートタウン開発支援補助金について、浜松版スマートタウン開発支援補助金交付要綱第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求額

金 _____ 円

2 振込先

(1) 金融機関名(本支店名まで)

(2) 口座種別及び番号

(3) 口座名義(ふりがな)

第16号様式(第15条関係)

年 月 日

(あて先)浜松市長

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏)

事業廃止届

補助対象事業を廃止した(又は事業内容の変更により補助要件を満たさなくなった)ため、浜松版スマートタウン開発支援補助金交付要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 事業の名称
- 2 事業の廃止日(予定日) 年 月 日
- 3 事業を廃止した(又は補助要件を満たさなかった)理由

第17号様式(第16条関係)

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

浜松版スマートタウン開発支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け、浜松市指令 第 号で補助金の交付を決定した当該補助事業について、補助金交付決定を取り消したので、浜松版スマートタウン開発支援補助金交付要綱第16条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

- 1 事業の名称
- 2 開発区域の所在地
- 3 取消年月日 年 月 日
- 4 取消の理由
- 5 交付決定額 金 _____ 円

第18号様式(第16条関係)

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

浜松版スマートタウン開発支援補助金返還請求書

年 月 日付け浜松市指令 第 号で交付の確定をし、年 月 日付け申請者から請求を受け、交付した浜松版スマートタウン開発支援補助金について、浜松版スマートタウン開発支援補助金交付要綱第16条第4項の規定に基づき、下記のとおり返還を請求します。

記

1 返還請求額

金 _____ 円

2 交付確定額

金 _____ 円

3 交付年月日

年 月 日

4 返還理由

5 返還期限

年 月 日

第19号様式(第17条関係)

年 月 日

(あて先)浜松市長

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏)

消費税仕入額控除税額報告書

年 月 日付け浜松市指令 第 号に係る事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、浜松版スマートタウン開発支援補助金交付要綱第17条第1項第3号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金の確定額
(年 月 日付け浜松市指令 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3の額から2の額を差し引いた額) | 金 | 円 |